

一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会と称する。

第2条 (事務所)

- 1 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。
- 2 当法人は、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

当法人は、ラグビーフットボールの普及振興に関する事業を行い、その健全なる発達を図るとともに県民体力の向上と明朗なスポーツマンシップの育成に努め、もって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ラグビーフットボールの普及発展に関する企画及び指導
- (2) ラグビーフットボールの技術向上や安全対策に関する企画及び指導
- (3) 静岡県内におけるラグビーフットボールの大会・試合の主催、指導、斡旋及び運営支援等
- (4) 静岡県を代表するチームの招集・強化とラグビーフットボールの国内外大会・試合への派遣
- (5) ラグビーフットボールの競技規則等の普及浸透等
- (6) ラグビーフットボール競技場その他関連施設の管理運営等
- (7) 記録の収録・保存等及び機関誌・パンフレットの刊行等
- (8) 静岡県内におけるラグビーフットボールに關係のある団体の指導等
- (9) 上記事業を実施するにあたり必要となる国内、海外旅行を対象とした旅行企画、旅行手配などの旅行業法に基づく旅行業
- (10) 知財関連（肖像権・放送放映権・興行権・商標権等）の管理業務
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (法人の構成員)

1 当法人の会員は、次の4種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 市町等会員
- (3) 特別会員
- (4) 賛助会員

2 前項の会員のほか、当法人の円滑な運営及び第3条の目的を達成するため、理事会の承認により社員以外の新たな名称の会員を創設することができる。なお、その職務については理事会において別に定める。

第4章 正会員

第6条 (正会員)

1 当法人の正会員は、当法人の目的に賛同する個人又は団体とする。

2 正会員は、社員総会における議決権を有する。

第7条 (入会)

正会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会による承認があったときに正会員となる。

第8条 (会費等)

1 正会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。但し、社員総会で入会金及び会費を免除された正会員は除く。

2 入会金及び会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第5章 市町等会員

第9条 (市町等会員)

当法人の市町等会員は、静岡県内の特定の市町等において第3条と同様の目的をもって設立された団体であって、次条の規定により当法人の市町等会員となった者とする。

第10条 (入会)

市町等会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会による

承認があったときに市町等会員となる。

第11条 (会費等)

- 1 市町等会員は、当法人の目的を達成するため、理事会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。
- 2 入会金及び会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6章 特別会員

第12条 (特別会員)

当法人の特別会員は、当法人の理事会から承認された個人又は団体であって、当法人の特別会員となつた者とする。

第13条 (会費等)

特別会員は、理事会において別に定める場合を除き、入会金及び会費を免除とする。

第7章 賛助会員

第14条 (賛助会員)

当法人の賛助会員は、当法人に援助を与えることに賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の賛助会員となつた者とする。

第15条 (入会)

賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会による承認があつたときに賛助会員となる。

第16条 (会費等)

- 1 賛助会員は、当法人の目的を達成するため、理事会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。
- 2 入会金及び会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第8章 会員の退会及び除名、資格の喪失

第17条 (任意退会)

会員は、退会希望日の1か月前までに、理事会において別に定める退会届を当法人に提出することにより任意に退会することができる。

第18条（除名等）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、戒告し、社員総会の決議により一定の期間会員たる権利を停止し、又は会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

第19条（資格の喪失）

1 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費その他当法人に対する支払いを1年分以上継続したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 資格を喪失した会員が既に納入した入金金、会費その他の拠出金は、いかなる場合にもこれを返還しない。

第9章 役員

第20条（役員の設置）

1 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上28人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を代表理事とする。

3 理事（代表理事を除く。）のうち、副代表理事及び専務理事を選任することができる。

第21条（役員の選任）

1 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、副代表理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第22条（理事の職務及び権限）

1 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事、副代表理事、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条 (監事の職務及び権限)

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第24条 (役員の任期)

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条 (役員の解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
但し、監事を解任する決議は、正会員の半数以上であって、3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

第26条 (役員の報酬等)

- 1 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

第27条 (取引の制限)

- 1 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第28条（役員の責任の免除）

- 1 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する理事又は監事の責任について、理事又は監事が同法第114条1項に規定する要件に該当する場合、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事（以下、「非業務執行理事等」という）との間で、非業務執行理事等の前項の賠償責任について、一般法人法第115条第1項に基づく責任限定契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第10章 会長、副会長、顧問及び参与等

第29条（会長、副会長、顧問及び参与等）

当法人に、法人の円滑な運営及び第3条の目的を達成するため、会長、副会長、顧問及び参与を置くことができる。

第30条（選任及び権限）

- 1 会長及び副会長は、理事会の推薦により社員総会で当該候補者を選任することができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会による決議により当該候補者を選任することができる。
- 3 会長及び副会長は、代表理事又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

第31条（任期）

会長、副会長、顧問及び参与の任期は、第24条第1項の規定を準用する。

第32条（報酬）

会長、副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第11章 社員総会

第33条（構成）

当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

第34条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 会長及び副会長の選任又は解任
- (4) 会員の入会金及び会費の額
- (5) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第35条 (開催)

- 1 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催する。
- 2 当法人は、定時社員総会をもって一般法人法上の定時社員総会とし、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第36条 (招集)

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第37条 (議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
但し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、専務理事がこれに当たる。

第38条 (議決権)

社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

第39条 (決議)

- 1 社員総会の決議は、法令又は本定款に特段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者別に第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第40条 (代理)

- 1 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 第1項の社員(代理人たる社員を含む)は、代理権を証明する書面に代えて、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第41条 (決議及び報告の省略)

- 1 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

第42条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第12章 理事会

第43条 (構成)

- 1 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第44条 (権限)

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 規則の制定、変更及び廃止

- (4) 社員総会の開催日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 代表理事、副代表理事、専務理事、顧問、参与の選任及び解任
 - (6) 会員の入会の承認並びに入会金及び会費の額
 - (7) 委員会の設置及び委員長、委員の選任
 - (8) 部会の設置及び部会長、部員の選任
 - (9) 基金の返還
 - (10) 前各号のほかこの定款及び法令で定められた事項並びに代表理事が必要と認めて付議した事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第28条第1の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

第45条 (招集)

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ指名した順序により専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第46条 (決議)

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第47条 (決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

第48条 (報告の省略)

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。但し、第22条第3項による報告については、この限りでない。

第49条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が議事録に署名し、又は記名押印する。

第13章 委員会及び部会

第50条 (委員会及び部会)

- 1 当法人に理事会の承認を得て委員会及び部会を置く。
- 2 委員会及び部会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 委員会及び部会が担当する事業に関する事業計画案を作成し、理事会に提出する。
 - (2) 前号の事業について理事会の承認を経た後、当該事業を理事の下で運営する。
 - (3) 当該事業の終了後、理事会に報告する。
 - (4) 前3項に規定するもののほか、委員会及び部会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。

第14章 資産及び会計

第51条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第52条 (事業計画及び収支予算)

- 1 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第53条 (事業報告及び決算)

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第54条（剩余金の分配）

当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第15章 基金

第55条（基金の拠出）

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第56条（基金の募集等）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

第57条（基金の拠出者の権利）

- 1 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- 2 前項の規定に関わらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

第58条（基金の返還の手続）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第59条 (代替基金の積立て)

基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第16章 定款の変更及び解散

第60条 (定款の変更)

本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第61条 (解散)

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第62条 (残余財産の帰属)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第17章 事務局

第63条 (事務局)

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。

第18章 公告の方法

第64条 (公告の方法)

当法人の公告は、主たる事務所において、公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和5年6月15日

一般社団法人静岡県ラグビーフットボール協会

代表理事 馬場 靖

